

## おにっこ P a y カード加盟店約款

### (目的)

第1条 本約款は、若桜町デジタル地域通貨事業（以下「本事業」といいます。）において若桜町商工会（以下「当会」といいます。）が提供する電子マネー機能付きポイントカード「おにっこ P a y カード」に係るサービス（以下「おにっこ P a y カードサービス」といいます。）により地域通貨電子マネー（以下「おにっこ P a y マネー」といいます。）及び地域通貨ポイント（以下「おにっこ P a y ポイント」といいます。）を利用する者（以下「会員」といいます。）に対し、商品等の販売又はサービス等を提供する加盟店と当会との間の契約関係を規定するものです。

### (定義)

第2条 本約款において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

#### (1) おにっこ P a y カード

会員が本約款に従っておにっこ P a y マネー及びおにっこ P a y ポイントを記録し使用又は利用するために必要な機能を備えたカード（電子会員証を含む）

#### (2) 電子会員証

当会所定のアプリケーションであり、当該アプリケーションがインストールされたスマートフォンによりおにっこ P a y マネーの使用及びおにっこ P a y ポイントの利用が可能となるもの

#### (3) 本部システム

おにっこ P a y マネーの発行及びおにっこ P a y ポイントの付与等、本事業を行うために必要な電子情報処理組織

#### (4) おにっこ P a y マネー

おにっこ P a y カードに記録される円単位の金額についての電子的情報であって、本約款に基づき会員が商品等の購入又は提供に係る支払に使用することができる地域通貨電子マネー

#### (5) おにっこ P a y ポイント

おにっこ P a y カードの利用に付随して会員に付与される電子的情報であって、本約款に基づき会員が当会所定のサービスを受けることができるもの

#### (6) チャージ

おにっこ P a y カードに記録されたおにっこ P a y マネーの金額を加算すること

#### (7) プレミアムポイント

会員がおにっこ P a y カードにチャージしたときに付与されるおにっこ P a y ポイント

(8) お買物ポイント

会員が加盟店から商品等の購入又は提供を受ける場合において、当該代金又は料金等の支払いとしておにっこPayマネーを使用したときに付与されるおにっこPayポイント

(9) 行政ポイント

会員が若桜町（以下「町」といいます。）の認めた事業に参加したとき等に付与されるおにっこPayポイント

(10) 会員

おにっこPayカードによっておにっこPayマネーの使用及びおにっこPayポイントの利用をする者であって、町からおにっこPayカードを貸与された者

(11) 加盟店

商品等の販売及び提供に係る代金又は料金等の支払いについて、会員がおにっこPayカードを利用することができる事業者

(12) 商品等

会員が購入又は提供を受ける物品及びサービス等

(13) 決済端末

商品等の購入又は提供の代金又は料金等の支払いについて、会員がおにっこPayカードを利用するため必要となり、加盟店又はその指定する場所に設置される機器

(14) チャージ機

会員がおにっこPayマネーの発行を受けることのできる機器

(15) SIMカード

決済端末の使用に必要な通信を可能とするICカード

(16) QRコードPOP

アプリケーションによりおにっこPayカードを利用するため必要な、QRコードが印刷されたディスプレイ

(17) 販促物

本事業の周知広報に使用するチラシ、ポスター、ステッカー等

(事業運営)

第3条 本事業の運営については、当会事務局が町と協議し、事業計画を立案し、当会理事会の承認を経て実施します。

2 本事業の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(事業参加)

第4条 本事業は、原則として当会の会員事業者の中から事業参加する加盟店を募りますが、非会員事業者の事業参加を妨げるものではありません。

#### (加盟店の登録)

第5条 本事業への参加を希望し加盟を申し込もうとする者（以下「加盟希望者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当会に対するおにっこPayカード加盟店登録申込書（様式第1号）の提出、その他当会所定の方法に従い、加盟店としての登録を申し込むものとします。加盟希望者は、当会に対して、申込み時に記載し、入力し、又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。

- 2 当会は、加盟希望者が前項の規定による申込みをした場合は、その内容を審査し、加盟店として登録を認めるとときは、当該加盟希望者に対し、おにっこPayカード加盟店登録通知書（様式第2号）により通知します。
- 3 当会は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに本部システム上に当該加盟希望者に関する情報を登録します。

#### (加盟店の登録事項変更)

第6条 加盟店は、前条の規定により登録した情報について変更がある場合には、速やかに当会に対し、おにっこPayカード加盟店登録事項変更届（様式第3号）により届出をするものとします。

#### (加盟店の登録辞退)

第7条 加盟店は、加盟店の登録を辞退するときは、辞退する日の30日前までに当会に対し、おにっこPayカード加盟店辞退届（様式第4号）により届出をするものとします。

#### (おにっこPayマネーのチャージ)

第8条 会員は、特定の加盟店又はチャージ機でおにっこPayマネーをチャージできるものとします。

- 2 おにっこPayマネーの使用可能残高は、100,000円を上限とします。
- 3 おにっこPayマネーのチャージ金額は1,000円単位とします。

#### (おにっこPayポイントの付与)

第9条 当会は、会員がおにっこPayカードにおにっこPayマネーをチャージしたときに、プレミアムポイントを付与します。

- 2 当会は、会員が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金又は料金等の支払いとしておにっこPayマネーを使用したときに、お買物ポイントを付与します。
- 3 お買物ポイントは、代金又は料金等の支払い前におにっこPayカードを提示された場合に限り付与します。代金又は料金等の支払い後に付与することはできないものとします。
- 4 お買物ポイントは、税金、商品券その他の金券類、はがき、切手、印紙類、

たばこ等の代金又は料金等の支払いに対しては付与しないものとします。

- 5 特価品又は特別商品、配達商品等に係る代金又は料金等の支払いに対するお買物ポイントの付与については、加盟店の責任において行い、お買物ポイントの付与を行わない場合には、その旨をはっきりと表示し、会員の了承を得るとともに、当会にその内容を文書で報告するものとします。
- 6 加盟店は、当会主催で統一して実施するお買物ポイントのポイントアップイベント等には必ず参加しなければならないものとします。また、各加盟店におけるポイントアップイベント等については、加盟店の判断で実施するものとします。
- 7 町は、会員が町の認めた事業に参加したとき等に、行政ポイントを付与します。行政ポイントについては、「若桜町行政ポイント事業実施要綱」を町が別に定めます。

(会員によるおにっこPayマネーの使用及びおにっこPayポイントの利用)

第10条 会員は、加盟店でおにっこPayカードを提示することによって、商品等の購入又は提供に係る代金又は料金等の支払いにおにっこPayマネーを使用し、又は、おにっこPayポイントを利用することができるものとします。

- 2 会員は、加盟店でおにっこPayカードを提示することによって、自己の保有するおにっこPayポイントを、1ポイント1円の価値に換算した金額相当額で、加盟店から商品等の購入又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金又は料金等の全部又は一部の支払いに利用することができるものとします。
- 3 おにっこPayマネー及びおにっこPayポイントは、現金及び商品券との交換はできないものとします。
- 4 おにっこPayマネーの有効期限は、当該おにっこPayマネーをチャージした日の属する事業年度の末日から2年後の同日までとし、それ以降は無効とします。
- 5 おにっこPayポイントの有効期限は、次の各号に掲げるとおりとします。
  - (1) プレミアムポイント及びお買物ポイント  
ポイントが付与された日の属する事業年度の末日から2年後の同日までとし、それ以降は無効とします。
  - (2) 行政ポイント  
町が別に定めるものとします。
- 6 加盟店は、返品等の事由で決済を取り消したい場合、原則として決済当日の直前の取引であれば、その場で取消し処理をすることができるものとします。
- 7 加盟店は、返品等の事由で決済を取り消したい場合で、時間が経過している場合は、当会へ連絡し、当会の指示に従うものとします。

(おにっこ P a y マネー及びおにっこ P a y ポイントの管理精算方法)

第11条 おにっこ P a y マネー及びおにっこ P a y ポイントの管理及び運用は当会が行います。

- 2 会員が加盟店の店頭において商品等の代金をおにっこ P a y マネーで支払った場合には、おにっこ P a y マネーを使用された加盟店は、プレミアムポイント及びお買物ポイントの資金に充当するため、おにっこ P a y マネー使用額の 1. 6 %相当額を負担するものとします。
- 3 加盟店で当月 1 日から 15 日までの期間に使用されたおにっこ P a y マネー及び利用されたおにっこ P a y ポイントは、加盟店で当該期間にチャージされた際の預り金の額と相殺したうえで、同月 25 日（休日の場合は翌営業日）に口座振込又は鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫の口座振替にて精算するものとします。なお、口座振替不能の場合は、加盟店が当会にて支払うものとします。その場合は加盟店が振込手数料を負担するものとします。
- 4 加盟店で当月 16 日から末日までの期間に使用されたおにっこ P a y マネー及び利用されたおにっこ P a y ポイントは、加盟店で当該期間にチャージされた際の預り金の額と相殺したうえで、翌月 10 日（休日の場合は翌営業日）に口座振込又は鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫の口座振替にて精算するものとします。なお、口座振替不能の場合は、加盟店が当会にて支払うものとします。その場合は加盟店が振込手数料を負担するものとします。

(決済端末等の貸与)

第12条 加盟店の店舗に設置する決済端末、S I M カード、QR コード P O P 及び販促物（以下「決済端末等」といいます。）は町の所有とし、加盟店に貸与します。

- 2 加盟店は、決済端末等を当会の許可なしに、他人に貸与、譲渡することはできないものとします。
- 3 加盟店は、加盟店の過失、不注意により、決済端末等を破損又は紛失した場合、加盟店の負担において修理又は弁償するものとします。
- 4 加盟店は、決済端末に故障若しくはその兆候がある時には、当会に速やかに連絡するものとします。
- 5 加盟店は、加盟店が本約款の規定により、本事業から退会し又は加盟店資格の取消しを受けた場合は、決済端末等を速やかに当会に返却するものとします。なお、決済端末等の返却に要した一切の費用は、加盟店が負担するものとします。

(決済端末等の月額利用料)

第13条 決済端末等の月額利用料は次のとおりとし、加盟店は、当月分を翌月 10 日（休日の場合は翌営業日）の口座振替により支払うものとします。

- 2 決済端末及び S I M カードの月額利用料は、加盟店が第 5 条の規定による登録又は第 6 条の規定による変更の時点で使用しているレジスター等決済

機器の台数（以下「既存レジ台数」といいます。）を上限として、当該台数分までは無償とします。ただし、既存レジ台数を超えて決済端末及びS I Mカードの貸与を受ける場合には、超過台数分については1台（枚）につき550円（税込）とします。

3 QRコードPOPの月額利用料は、1個につき550円（税込）とします。

4 販促物の月額利用料は、無償とします。

（退会及び加盟店資格の取消し）

第14条 加盟店は、加盟店の都合により本事業から退会する場合は、当会所定の届出書を提出するものとします。当該届出書を当会が受理した場合、届出のあった月の翌月15日（休日の場合は翌営業日）までに決済端末等を当会へ返却することにより翌月末をもって退会するものとします。

2 当会は、加盟店が次の各号のいずれかに該当した場合、当該加盟店に通知することなくおにっこPayカードの利用を停止し、当該加盟店の資格を取り消すことができます。

- (1) 入会時に虚偽の申告をしたとき
- (2) 本約款のいずれかに違反したとき
- (3) その他、当会が加盟店として不適格と判断したとき

（おにっこPayマネーの誤入金及びおにっこPayポイントの誤付与をした場合の対応）

第15条 加盟店が会員に対し、おにっこPayマネーの誤入金及びおにっこPayポイントの誤付与をした場合の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 過入金又は過付与にすぐに気が付いた場合は、その場で取消し処理を行うものとします。
- (2) 過入金又は過付与をした場合で、時間が経過している場合は、当会へ連絡し、当会の指示に従うものとします。
- (3) 過入金又は過付与をした場合で、当該会員のおにっこPayカードに返戻分の残高がある場合は、当該加盟店が訂正処理を行うものとします。当該会員のおにっこPayカードに返戻分の残高がない場合は、過入金又は過付与分は当該加盟店が負担するものとします。
- (4) 入金額又は付与ポイントに不足があった場合は、当該加盟店が不足分を追加するものとします。

（おにっこPayカードの交付及び情報登録）

第16条 おにっこPayカードの交付及び情報登録については、町が行います。

(未登録カードの管理及び破損したおにっこPayカード等の処理)

第17条 未登録のおにっこPayカード(以下「未登録カード」といいます。)の保管及び破損したおにっこPayカードの処理については、町が行います。なお、破損したおにっこPayカードは、裁断処理します。

(預かり券でのポイントの付与)

第18条 町は、行政ポイント対象事業を実施する場合、その実施場所において対象者のおにっこPayカードへ行政ポイントを付与することが困難な場合、行政ポイントを後日付与するためのQRコードが印刷された用紙(以下「預かり券」といいます。)を発行します。

- 2 預かり券でのおにっこPayポイントの付与は、原則として全加盟店で行えるものとします。
- 3 預かり券で付与したおにっこPayポイントは、町が負担します。
- 4 預かり券の有効期限は発行した日から起算して30日を経過した日までとし、それ以降は無効とします。

(個人情報の取扱い)

第19条 当会は、会員から取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下「法律」といいます。)第2条第1項に定義する個人情報をいい、以下「個人情報」といいます。)について、法律及びその他の規範を遵守し、個人情報の処理を行うにあたっては、その安全が図られるよう、必要かつ適切な管理を行います。

(反社会的勢力との取引排除)

第20条 加盟店は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。

- (1) 自己及び自己の役員、株主(以下「関係者」といいます。)が、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」といいます。)でないこと
- (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
- (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

2 当会は、加盟店が前項に違反したと認める場合には、通知、催告又はその他の手続きを要しないで、直ちに加盟店の資格を取り消すことができます。この場合、加盟店は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとします。

(約款の改正等)

第21条 当会は、経済情勢等諸般の状況の変化、法令の改廃、おにっこPayカードサービス運営上の都合等により、本約款を改正又は廃止(以下「改正

等」といいます。)する場合があります。

- 2 当会は、本約款の改正等を行う場合、その内容及び効力発生時期を予め当会所定の適切な方法により告知します。
- 3 本約款の改正等は、当会理事会の議決を経て決定します。

(合意管轄裁判所)

第22条 加盟店は、本約款に基づく取引に関して万一当会との間に紛争が生じた場合、当会の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(準拠法)

第23条 加盟店と当会の諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法を適用します。

附 則

本約款は、令和7年12月1日より施行します。